

要件事項	<p><b>【海上/航空】</b>  <b>通関・収納</b>  7N 改変 26-04_輸入申告関連業務における「運送場所識別」に関する仕様変更</p>
機能概要	<p>&lt;変更前仕様&gt;</p> <p>①「輸入申告事項登録(IDA)」業務等の項目である「運送場所識別」について、輸入許可後の運送先に応じて以下のコードが入力可能となっている。</p> <p>C：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と同じ場所のみが定められている場合  N：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められていない場合  T：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が1か所）  M：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が複数か所）</p> <p>②審査区分が「△1」の輸入申告等において、通関関係書類提出要否判定処理が実施され、通関関係書類の提出を要する場合は、提出書類の内容により「G」または「Y」が出力される。</p> <p>&lt;変更後仕様&gt;</p> <p>①「運送場所識別」に以下の新規コードを入力可能とする。</p> <p>H：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じ場所のみが定められている場合</p> <p>② 通関関係書類提出要否判定処理（以下、Y判定とする。）について以下の通り変更する。</p> <p>Y判定にて行われる「運送場所識別」の判定を廃止し、審査区分が「△1」の場合において、「運送場所識別」の判定と同等のL判定処理を追加する。L判定に該当した場合、「審査検査区分識別」欄において、4桁目に「L」を出力する。</p>

## 1. 変更内容

### (1) オンライン業務の変更

#### (A) 運送場所識別の追加・運送場所関連項目の変更

運送場所識別について、「輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域」を識別するための新規コード「H」を追加する。また、運送場所識別「H」の場合の運送場所関連項目の入力条件は以下の通り。

なお、当該チェックについて政令変更日付管理 DB にて反映時期を管理する。

項目名	属性	桁数	繰返し数	入力条件
運送場所識別	an	1	1	<p>以下を<b>必須入力</b></p> <p>C：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と同じ場所のみが定められている場合</p> <p>N：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められていない場合</p> <p>T：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が1か所）</p> <p>M：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が複数か所）</p> <p><b>H：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じ場所のみが定められている場合</b></p>
運送場所の所在地（郵便番号）	an	7	1	<p>（1）運送場所識別欄に「C」、「T」、「M」<b>または「H」</b>を入力した場合は、<u>任意入力</u></p> <p>（2）運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、<u>入力不可</u></p>
運送場所の所在地1（都道府県名）	an	15	1	<p>（1）運送場所識別欄に「T」または「M」を入力した場合は、<u>必須入力</u></p> <p>（2）運送場所識別欄に「C」<b>または「H」</b>を入力した場合は、<u>任意入力</u></p> <p>（3）運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、<u>入力不可</u></p>
運送場所の所在地2（市区町村（行政区名））	an	35	1	<p>（1）運送場所識別欄に「T」または「M」を入力した場合は、<u>必須入力</u></p> <p>（2）運送場所識別欄に「C」<b>または「H」</b>を入力した場合は、<u>任意入力</u></p> <p>（3）運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、<u>入力不可</u></p>
運送場所の所在地3（町域名・番地）	an	35	1	<p>（1）運送場所識別欄に「T」または「M」を入力した場合は、<u>必須入力</u></p> <p>（2）運送場所識別欄に「C」<b>または「H」</b>を入力した場合は、<u>任意入力</u></p> <p>（3）運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、<u>入力不可</u></p>
運送場所の所在地4（ビル名ほか）	an	70	1	<p>（1）運送場所識別欄に「C」、「T」、「M」<b>または「H」</b>を入力した場合で、かつ、運送場所の所在地（町域名・番地）欄で運送先の所在地を入力しきれない場合は、<u>任意入力</u></p> <p>（2）運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、<u>入力不可</u></p>

項目名	属性	桁数	繰返し数	入力条件
運送場所の所在地※1	an	105	1	(1) 運送場所識別欄に「T」または「M」を入力した場合で、かつ、運送場所の所在地 1～4 欄に入力がない場合は、 <u>必須入力</u> (2) 運送場所識別欄に「C」 <b>または「H」</b> を入力した場合は、 <u>任意入力</u> (3) 運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、 <u>入力不可</u>
名称等識別	an	1	1	(1) 運送場所識別欄に「T」または「M」を入力した場合は、以下を <u>必須入力</u> 1：運送場所の名称等欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合 2：運送場所の名称等欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合 (2) 運送場所識別欄に「C」 <b>または「H」</b> を入力した場合は、 <u>任意入力</u> (3) 運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、 <u>入力不可</u>
運送場所の名称等	an	70	1	(1) 運送場所識別欄に「T」または「M」を入力した場合は、 <u>必須入力</u> (2) 運送場所識別欄に「C」 <b>または「H」</b> を入力した場合は、 <u>任意入力</u> (3) 運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、 <u>入力不可</u>
運送場所の電話番号	an	11	1	(1) 運送場所識別欄に「C」、「T」、「M」 <b>または「H」</b> を入力した場合は、 <u>任意入力</u> (2) 運送場所識別欄に「N」を入力した場合は、 <u>入力不可</u>

(※1) 「輸入マニフェスト通関申告 (MIC)」業務、「輸入マニフェスト通関申告変更 (MIE)」業務、「海上簡易輸入申告 (SDC)」業務及び「海上簡易輸入申告変更 (SDE)」業務のみの入力項目。

対象業務は以下に記載の通り。

- ・「輸入申告事項登録 (IDA)」業務※2
- ・「輸入申告変更事項登録 (IDA01)」業務※2※3
- ・「石油製品等移出 (総保出) 輸入申告事項登録 (MWA)」業務
- ・「石油製品等移出 (総保出) 輸入申告変更事項登録 (MWA01)」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録 (SWA) 業務」※2
- ・「輸入マニフェスト通関申告 (MIC)」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告変更 (MIE)」業務
- ・「海上簡易輸入申告 (SDC)」業務
- ・「海上簡易輸入申告変更 (SDE)」業務

(※2) 申告種別コード「S：蔵入承認申請」、「M：移入承認申請」、「A：総保入承認申請」及び「G：展示等申告」は入力が不可となる。

(※3) 申告種別コード「T：特例申告」及び「V：特例委託特例申告」は入力が不可となる。

(B) 運送場所識別「H」に係るチェック処理の追加

運送場所識別「H」の追加に伴い、以下のチェックを追加する。

「通関予定蔵置場コード」欄に3桁目、4桁目が「ZZ」のコード（例.1AZZ1）が入力された場合は、「運送場所識別」欄に「H」が入力されていないこと。

対象業務は以下に記載の通り。

- ・「輸入申告事項登録(IDA)」業務
- ・「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務
- ・「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録(MWA)」業務
- ・「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録(MWA01)」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録(SWA)業務」
- ・「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告変更(MIE)」業務
- ・「海上簡易輸入申告(SDC)」業務
- ・「海上簡易輸入申告変更(SDE)」業務

(C) Y 判定処理の変更・L 判定処理の追加

・Y 判定にて行われる「運送場所識別」の判定を廃止する。

・審査区分が「△1」の場合、以下の判定処理を行うよう変更する。

「運送場所識別」の判定と同等の「L 判定」処理を追加する。

- ① 「運送場所識別」の判定と同等の「L 判定」処理を追加する。
- ② 上記①でL判定に該当した場合、「審査検査区分識別」欄において、4桁目に「L」を出力する。

なお、当該処理変更について政令変更日付管理 DB にて反映時期を管理する。

対象業務は以下に記載の通り。

- ・「輸入申告(IDC)」業務
- ・「輸入申告変更(IDE)」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告(SWC)」業務
- ・「輸入申告等照会(IID/IID0W)」業務
- ・「輸入申告等一覧照会(IDI/IDI0W)」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告変更(MIE)」業務
- ・「海上簡易輸入申告(SDC)」業務
- ・「海上簡易輸入申告変更(SDE)」業務

(2) バッチ業務の変更

(A) 「審査検査区分識別」等の項目を出力している管理資料の変更

(a) 「輸入申告審査区分別一覧表(I56)」業務

「審査検査区分識別」項目(2桁)について、L判定に該当した場合、2桁目に「L」を出力する。

(b) 「(NACCS-i) 輸出入申告等訂正履歴情報(J09)」業務

「審査検査区分識別」項目(4桁)について、L判定に該当した場合、4桁目に「L」を出力する。

(B) 「運送場所識別」等の項目を出力している管理資料の変更 ※プログラム変更なし

(a) 「(NACCS-i) 輸出入申告等訂正履歴情報(J09)」業務

「運送場所識別」項目について、運送場所識別に「H」が入力された場合、「H」を出力する。

(C) その他の変更

上記の変更に加えて、以下の管理資料については記載の通り変更する。

(a)「輸入申告審査区分別一覧表(I56)」業務

L 判定に該当した場合、下段部の審査区分別の計上については、「区分 1Y」(既存項目)に計上し、新規項目の追加は行わない。

(3) DB の変更

L 判定処理の追加に伴い、以下の DB の「通関関係書類提出要表示」に「L」を追加する。

- ①「輸入申告」
- ②「輸入マニフェスト通関申告」
- ③「添付ファイル管理」

## 2. 変更対象業務

(1) オンライン業務

- ① 「輸入申告事項登録(IDA)」業務
- ② 「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務
- ③ 「輸入申告(IDC)」業務
- ④ 「輸入申告変更(IDE)」業務
- ⑤ 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録(SWA)」業務
- ⑥ 「シングルウィンドウ輸入申告(SWC)」業務
- ⑦ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録(MWA)」業務
- ⑧ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録(MWA01)」業務
- ⑨ 「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務
- ⑩ 「輸入マニフェスト通関申告変更(MIE)」業務
- ⑪ 「海上簡易輸入申告(SDC)」業務
- ⑫ 「海上簡易輸入申告変更(SDE)」業務
- ⑬ 「輸入申告審査終了(CEA)」業務
- ⑭ 「輸入申告等照会(IID/IIDOW)」業務
- ⑮ 「輸入申告等一覧照会(IDI/IDIOW)」業務
- ⑯ 「申告添付登録(MSX)」業務
- ⑰ 「申告添付訂正(MSY01)」業務

(2) バッチ業務

- ① 「輸入申告審査区分別一覧表(I56)」業務
- ② 「(NACCS-i) 輸出入申告等訂正履歴情報(J09)」業務

## 3. 利用者影響

なし

## 4. リリース予定日/サービス開始予定日

(1) AP、端末資材

AP：2026年7月19日（日）保守時間帯

端末資材：2026年7月19日（日）4:00